

# 構造改革特別区域計画の認定申請書

都政発第 2 号

平成 17 年 5 月 9 日

内閣総理大臣 殿

都留市長 小林 義 光

平成 16 年 6 月 21 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

## 記

### 1. 変更事項

- |      |   |                                  |
|------|---|----------------------------------|
| 計画本文 | 4 | 構造改革特別区域の特性                      |
|      | 5 | 構造改革特別区域の意義                      |
|      | 6 | 構造改革特別区域の目標                      |
|      | 7 | 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 |
|      | 8 | 特定事業の名称                          |
| 別 紙  |   | 特定事業の追加 (No. 7 0 7)              |

### 2. 変更事項の内容

別表「新旧対照表」のとおり

(別表)

新	旧
<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(3) 交流産業の育成</p> <p>本市は、三ツ峠山、御正体山などの標高1,000m級の美しい山々に囲まれ、また、市域を源流とする大幡川、鹿留川、菅野川、朝日川、戸沢川などの清流、富士の湧水など、市内各所で清冽な水に出会えるとともに、江戸時代には、秋元氏により城下町の整備が行われ、郡内の政治、経済、文化の中心地としての礎が築かれ、松尾芭蕉が約半年逗留するとともに、茶壺道中の茶壺が保管されるなど、特色ある歴史を有する。</p> <p>これらの地域資源を活用し、「戸沢の森・和み(なごみ)里」、「宝の山・ふれあいの里」、「都の杜・育み(はぐくみ)の里」、「谷の町・史(ふみ)の里」、「鹿留の原・花暦の里」、「大の原・技研の里」の6つの拠点エリアを設定し、「参加・学習・体験都市つる」の具現化に向け、市立都留文科大学と連携する中、ソフト・ハード両面にわたる環境整備に取り組んでいる。</p> <p>これらの内、「戸沢の森・和み(なごみ)里」は、日本花の百名山に選定された二十六夜山の麓、7ヘクタールの広大な自然を生かし、「芭蕉月待ちの湯」、「ゆうゆう広場(芝広場)」、「わくわく広場(遊具広場)」さらに、平成15～17年度までの3ヶ年をかけ、農水省の山村村農林特別対策事業の補助事業を取り入れ、コテージ6棟、直売・体験施設、体験農園等の整備を進め、食と健康に裏打ちされた「和み(なごみ)」空間の創出を目指している。</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>5 構造改革特別区域の意義</p> <p>「つるアグリビジネス推進特区」は、前記のような本市域の情勢と課題を踏まえ、危機的状況にある本市域の農業の再生を期すもので、そのため、新たに農業への参入者を創出することが不可欠であり、特定事業1001、1002、707などを活用し、農業生産法人以外の法人にも農業への参入や市民農園の開設、また、特定農業者による濁酒の製造などを可能とする構造改革特別区域を設定することにより、民間活力を最大限に引き出し、問題解決の糸口とする。</p> <p>「つるアグリビジネス推進特区」は、民間企業などの農業生産法人以外の法人にも農業参入の途を拓くことにより、新たな農業参入者を増加させ、温泉施設、宿泊施設、体験工房からなる「戸沢の森・和みの里」や、市内の旅館・民宿、飲食店などが、有機野菜や、古代米などの健康食材を自ら生産し、または、農業参入者から</p>	<p>5 構造改革特別区域の意義</p> <p>「つるアグリビジネス推進特区」は、前記のような本市域の情勢と課題を踏まえ、危機的状況にある本市域の農業の再生を期すもので、そのため、新たに農業への参入者を創出することが不可欠であり、特定事業1001、1002、農業生産法人以外の法人にも農業への参入や市民農園の開設、などを可能とする構造改革特別区域を設定することにより、民間活力を最大限に引き出し、問題解決の糸口とする。</p> <p>「つるアグリビジネス推進特区」は、民間企業などの農業生産法人以外の法人にも農業参入の途を拓くことが、最大の意義である。</p>

提供を受けることにより、食と健康をテーマとする地域ブランド「鶴寿のまち」を確立し、地産地消の拡大や、都市住民との交流促進により、農業生産額の増加や、農家民宿等の起業化などにより、地域経済の活性化が図られることが、最大の意義である。

6 構造改革特別区域の目標

近年、食品会社等の不正表示問題や、農薬の身体に及ぼす影響がクローズアップされるなど、「食」に対する関心が高まりを見せる中、有機農作物のニーズが増大しており、これに応えるべく、民間企業のアグリビジネスへの参入が拡大している。

本市においても農家との生産委託契約により、有機農作物の販売を業務とする企業も誕生しており、今後、本格的なアグリビジネスとして定着させることを通じて、遊休農地の解消や、地域経済の活性化を図ることを目標としている。

また、豊かな自然、特色ある歴史や文化など、多くの地域資源を活用し、参加・学習・体験・交流をキーワードとした交流による産業の振興を目指しており、現在、6つの拠点エリアを設定し、ソフト・ハード両面にわたる環境整備に取り組んでおり、これらの内、「つるアグリビジネス推進特区」に基づき農業参入した企業等と連携した交流産業の創出に向け、健康食材として注目されている古代米の生産と、これを用いた濁酒の生産を通じて、オリジナリティの確立と、他地域との差別化により、温泉施設や宿泊施設等への利用者の増加と、地域経済の活性化を図ることを目標とする。

略

(3) 古代米濁酒製造の奨励

近年、健康食材として注目されている古代米の生産とともに、古代米による濁酒づくりを奨励し、オリジナリティの確立と、他地域との差別化により、交流人口の拡大を図る。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

略

(6) 自家製酒造製造件数の増加

農家民宿や農家レストラン、自家製により酒類製造、新規就農など、小規模ながらも地域に根ざした新たな起業が期待される。

区 分	現 在	H18 年度目標	H22 年度目標
農家民宿等の開業件数	13 件	14 件	16 件
自家製による酒類製造件数	0 件	1 件	3 件

6 構造改革特別区域の目標

近年、食品会社等の不正表示問題や、農薬の身体に及ぼす影響がクローズアップされるなど、「食」に対する関心が高まりを見せる中、有機農作物のニーズが増大しており、これに応えるべく、民間企業のアグリビジネスへの参入が拡大している。

本市においても農家との生産委託契約により、有機農作物の販売を業務とする企業も誕生しており、今後、本格的なアグリビジネスとして定着させることを通じて、遊休農地の解消や、地域経済の活性化を図ることを目標としている。

略

8 特定事業の名称

- (1) 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業(1001)
- (2) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業(1002)
- (3) 特定農業者による濁酒の製造事業(707)

8 特定事業の名称

- (1) 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業(1001)
- (2) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業(1002)

<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 707 特定農業者による濁酒の製造事業</p>	
<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 構造改革特別区域内で、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、旅館、飲食店等）を併せ営む農業者（以下「特定農業者」という）で、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造しようとする者</p>	
<p>3 当該規制の特例措置の適用開始の日 本構造改革特別区域計画の認定日</p>	
<p>4 特定事業の内容 特定農業者が、本構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した米を主原料として、濁酒を製造し、宿泊客等に提供・販売する。</p>	
<p>5 当該規制の特例措置の内容 本市では、基幹産業といえる機械金属、電気機械などの企業が市内から撤退するなど、地域内の就業機会の減少に伴い、失業者の増加が懸念されると共に、中心商店街の地盤沈下も進行しつつある。 このような中、新たな地域振興策として、豊かな自然、特色ある歴史や文化など、多くの地域資源を活用した、参加・学習・体験・交流をキーワードとした「参加・学習・体験都市つる」の具現化を進めており、さらに、「つるアグリビジネス推進特区」に基づき農業参入した企業等とも連携した都市住民との交流人口の拡大に努めている。 現在、本市では、健康食材として注目を集めている古代米の生産を、「戸沢の森・和み（なごみ）の里」周辺において奨励しており、この古代米の需要拡大や、温泉施設やコテージ利用者への提供等を目的とする、特定事業707を活用した特定農業者による濁酒の製造を行うことにより、オリジナリティの確立とともに、他地域との差別化を図り、交流産業の振興に繋げることが期待できる。</p>	